報道資料

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年３月６日
消防庁

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等について、令和７年 12 月 24 日（水）から令和８年１月 27 日（火）までの間、意見を公募したところ、９件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「消防法施行規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

１　主な改正内容

本改正では、「環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討結果報告書」（令和７年５月）を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）について所要の規定の整備を行い、その細目を新たに消防庁告示で規定するほか、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式等について、所要の改正を行うこととしています。

なお、概要については、別紙２を御覧ください。

２　意見公募の結果

消防法施行規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和７年 12 月 24 日（水）から令和８年１月 27 日（火）までの間、意見を公募したところ、９件の意見の提出がありました。

提出された意見及び意見に対する考え方は、別紙１のとおりです。

３　改正省令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正省令等を令和８年３月６日に公布しました。

- 消防法施行規則の一部を改正する省令【別紙３】
- 駐車の用に供される部分に設ける泡消火設備のうち、当該部分における火災の拡大を初期に抑制することができるものの性能等を定める件【別紙４】
- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件【別紙５】
- 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件【別紙６】
- 消防法施行規則第四十四条の二第二項第二号及び別記様式第九号備考三の規定に基づく自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものであることを確認した試験結果に係る様式並びに試験の方法及び試験に使用した設備に関する事項の一部を改正する件【別紙７】



（事務連絡先）
消防庁予防課　服部補佐、松下
TEL　03-5253-7523（直通）
E-mail：yobo_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。